

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

グローバルブレインズ株式会社

平成 24 年 10 月 1 日に改正労働者派遣法が施行され、第 23 条第 5 項の定めにより、派遣元事業主は毎事業年度終了後、「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）」を公開することが義務付けられました。
当社のマージン率等は以下の通りです。

《2024年度》2024.7.1～2025.6.30

派遣労働者数（1日平均）	7人
派遣先の数	6社
派遣料金の平均額（8h平均）	40,728円
派遣労働者の賃金の平均（8h平均）	22,136円
マージン率	45.6%
マージンに含まれているもの	
・会社で負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の社会保険料 ・営業担当者の人件費 ・就業管理に関する労務管理費 ・オフィス賃貸料 ・教育研修費用 ・健康診断費用 ・退職金の積立費用 ・採用に関する求人広告費、人件費 ・年次有給休暇取得時にかかる賃金 ・その他、派遣事業に関する運営費全般	
教育に関する事項	
・セキュリティ教育 ・プログラミング言語教育 ・マネジメント、コーチング教育 ・業務スキル習得支援 ・業務運用技術習得支援	
労使協定を締結しているか否かの別等	締結している
1,当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
2,当該労使協定の有効期間の終期	2026年（令和8年）3月31日